

1 医事・薬事について

(1) 献血事業

【根拠法令：安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律】

少子高齢社会が進展する中で、血液製剤の安全性を確保しながら、血液を安定的に確保することはますます困難な状況になってきている。

また、安全な血液製剤の確保等に関する法律が、平成14年に成立し、国、地方公共団体の責務が明分化された。

このような中で、各市町及び献血推進員と連携して、新規献血者、特に、若年者献血者の開拓を重視し、7月の「街頭献血キャンペーン」等を実施するとともに、献血目標（管内4,223人）の達成に向けて努力していく。

また、献血推進の新しい取組みとして、17年度、月に一度、献血日を設けることとなったので体制整備に努める。

(2) 医事事業

【根拠法令：医療法】

昨今の医療事故の多発、情報公開等を踏まえ、病院・診療所等の医療関係施設について、施設・設備及び人員に係る基準の遵守に重点をおいて効率的に監視指導を行う。また、医療関係業務従事者に関する各種免許事務を適切かつ効率的に行う。

(医療監視方針) 病院：管内全病院、有床診療所：1/2対象、療養病床診療所：1/3対象
一般診療所1/5対象、歯科診療所：1/5対象

(3) 薬事事業

【法令：薬事法・薬剤師法・麻薬及び向精神薬取締法・毒物及び劇物取締法】

医薬品が患者に安全に適正使用されるよう、医薬品の流通及び卸売販売業や薬局等の販売施設において、管理者による実地管理の徹底、譲渡・譲受の際の手続き等について監視指導する。

また、10月の「薬と健康の週間」などにおいて薬剤師会と連携して正しい薬の知識普及啓発を行う。

平成14年度に、全国各地で毒物劇物による事件が多発したことから、昨年度に引き続き多量に取り扱っている施設を中心に、保管、譲渡方法、身元確認等について監視指導を実施する。

(4) 覚せい剤等乱用防止推進事業

【根拠法令：覚せい剤取締法】

近年の覚せい剤を中心とした薬物乱用の状況を防止するため、鳥取県薬物乱用防止指導員中部地区協議会の充実を行う。また、他機関との連携を模索して効果的な啓発を行う。

(5) 医療安全相談事業

平成 1 5 年 8 月に医療相談支援センターが設置され、各保健所に相談窓口が開設された。

医療の安全と信頼を高めるため、医療に関する患者の苦情や相談等について、関係機関とも連携を取りながら、公正・適切・タイムリーに対応する。

(6) 中部保健医療圏地域保健医療計画の推進

【根拠法令：医療法】

「鳥取県中部保健医療圏地域保健医療計画」（平成 4 年度策定、平成 1 4 年度見直し）の推進を図るため、地域保健医療協議会を設置している。

本協議会は地域保健医療計画の推進等に係る全般的な事項等を協議する全体会議と、専門的な事項及びその他必要な事項を協議する専門部会（健康づくり部会、へき地・救急医療部会、医療提供部会）で構成している。

平成 1 7 年度は平成 1 4 年度に見直しを行った地域保健医療計画の進捗状況を取りまとめるとともに、圏域における大規模災害発生時の医療救護体制の整備について検討する。

平成 1 7 年度中部保健医療圏地域保健医療協議会開催計画

会 議 名	開催予定時期	協 議 内 容
へき地・救急医療部会	平成 17 年 8 月 10 月	災害時医療救護マニュアル及び救急医療体制について

(7) 災害時医療救護体制整備事業

災害時に迅速な医療救護活動を行うため、マニュアルを策定する。

(8) 新 医師臨床研修の受け入れ整備

平成 1 6 年度から導入された新たな医師臨床研修制度における保健所研修受け入れのための整備を行う。

2 予防対策について

(1) 原爆被爆者支援事業

【根拠法令：原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律】

原爆被爆者については、被爆者の高齢化に伴う保健、医療、福祉にわたる総合的な援護対策を引き続き推進するため、各種手当や医療の給付、保健福祉事業、原爆被爆者協議会への支援等の施策を行うこととしている。

- ア 健康診断の実施
- イ 各種手当の認定及び支給
- ウ 介護保険等利用料に対する助成
- エ 被爆二世健康診断の実施
- オ 健康相談の実施

(2) 感染症対策推進事業

【根拠法令：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律】

SARSなどの新興感染症の発生時、あるいはインフルエンザや感染性胃腸炎などの感染症の集団発生時における危機管理体制を平時から整えるとともに、感染症患者に適切な医療を提供する。

新 ア 中部地域感染症予防・管理ネットワーク事業

感染症は、保育所・学校・施設・医療機関等で常に起こる可能性があるため、関係機関が感染症情報や予防対策等を共有して取組むことによりその拡大を防ぐことが必要である。最新の感染症情報等を提供し、各機関・施設が連携し感染症予防対策を推進できるように支援する。以下の項目を実施する。

- (ア) 中部地域感染症予防管理講習会の実施(年2回)
- (イ) 感染症予防対策マニュアル作成検討会の開催(年3回)
- (ウ) 感染症予防巡回チームの設置及び巡回の実施(年2回)
- (エ) 夏休み親子体験教室(年1回)

イ 感染症発生動向調査について

- (ア) 感染症発生動向調査、報告実施の徹底
- (イ) 情報の還元

福祉保健局ホームページで感染症の流行状況の注意喚起を適宜行う。

(3) エイズ対策事業

【根拠法令：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律】

HIV感染症に関する正しい知識の普及啓発を図り、患者に適切な医療を提供する。

ア 検査・相談対策について

保健所における相談及び検査体制の充実、迅速検査キットによる検査の導入

イ 啓発・その他

- (ア) 啓発「世界エイズデー(12月1日)」関連イベントの実施(街頭キャンペーン)
- (イ) エイズ担当者に対する教育・研修
- (ウ) 学校・教育関係者との連携

(4) 性感染症対策推進事業

【根拠法令：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律】

教育委員会等の関係機関と連携して小・中・高校生に対する予防対策の推進を図るとともに、保健所における相談・検査を通じて個人予防の啓発に努める。

17年度は、特に中学校での予防教育の実施を重点に取り組む。

(5) ハンセン病支援事業

【根拠法令：ハンセン病入所者等に対する補償金の支給等に関する法律】

ハンセン病に対する偏見をなくすための正しい知識の普及啓発を実施する。

ア 療養所訪問事業の実施（県民交流事業）

イ 普及啓発事業（啓発パネル展・人権学習会等）

(6) 結核予防対策事業

【根拠法令：結核予防法】

結核について正しい知識の普及啓発を図り、結核の発病予防、早期発見を図る。また、結核の現状を捉え、ハイリスク集団である高齢者に重点をおいた予防対策を図る。

ア 高齢者に対する結核予防総合事業

高齢者に対し結核に対する研修会を開催する。

イ 結核医療従事者研修会

結核に関する知識を深め、結核医療及び予防対策についての一層の推進を図る。

ウ 服薬確認支援事業（DOTS事業）

在宅で療養する結核患者の服薬を支援することにより治療の中断・多剤耐性結核の発生を防ぎ、治療成功率の向上をめざす。17年度は対象者を拡大し、通院治療中の結核患者全員に服薬支援を行う。

(7) 難病患者支援事業

【根拠法令等：公衆衛生局長通知、保健医療局長通知】

難病に対する調査研究の推進、医療施設等の整備、医療費の自己負担額の軽減、地域における保健・医療・福祉の充実、QOLの向上を目指した福祉施策の推進を図る。

ア 特定疾患治療研究事業

原因が不明であり治療方法が確立していない、いわゆる難病に対して、治療方法についての研究を促進するとともに、患者の医療費の負担を軽減するために、特定疾患医療給付事務を行う。

イ 難病患者地域支援対策推進事業

難病は病気の特異性から患者の抱える問題は複雑、多様であるため、個別の患者の支援及びグループ支援を行うことにより、安定した療養生活の確保と難病患者の生活の質の向上を図る。

(ア) 医療相談会

開催回数：年6回

内 容：患者交流会及び医師の講演・医療相談

(イ) 訪問相談事業

難病の中でも特に医療依存度が高く、確実に進行するという疾患の特性を持ち、困難な療養生活を強いられるALS患者、家族を中心に、その他医療相談に参加できない要支援難病患者、家族が抱える日常生活及び療養上の悩みについて、保健師等の訪問により支援を行う。

(ウ) 訪問診療事業

寝たきり等により通院が困難な患者や、未治療の患者等に対し、医師、理学療法士等の訪問診療班が訪問を行い療養生活支援を行う。

(エ) 外出・外泊支援事業

訪問看護師、ヘルパー、医師、保健師等からなる支援チームを編成し、難病患者の外出・外泊支援を行う。

(8) 小児慢性特定疾患治療研究事業

【根拠法令等：児童福祉法】

慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、当該疾患の治療方法に関する研究等に資する医療の給付その他の事業を行う。

3 健康増進について

(1) 健康づくり推進事業

【根拠法令：健康増進法】

すべての県民が健康でいきいきと生活するためには、病気を早期に発見し治療するだけでなく県民一人ひとりが健康に関心を持ち、正しい知識を身につけ、自由な意志で工夫しながら、生活習慣を改善しようとして実際に行動を起こすことが求められる。そこで、学校、職場などと連携しながら個人の健康づくりを支援していく。

ア 健康とっとり推進事業

生涯を通じた健康づくりの指標である「健康とっとり計画」の目標達成に向けて、出前健康講座を実施する。

イ 禁煙支援、子どもの喫煙・飲酒の防止

「たばこ」「アルコール」分野の重点課題として未成年者の喫煙・飲酒をなくすための普及啓発活動を実施する。

(ア) 世界禁煙デー関連イベントの実施

(イ) 禁煙週間(5月31日～6月6日)における学校を中心とした普及啓発活動の実施

(ウ) 未成年者飲酒防止キャンペーンの参加

(エ) 小学生禁煙授業開催支援

ウ 公共施設等禁煙・分煙推進事業

受動喫煙防止対策を普及啓発すると共に、禁煙や分煙に取り組んでいる施設を認定し、広く紹介することで受動喫煙防止対策の普及啓発と県民の安全で快適な生活環境を実現する。

エ 職域保健との連携推進

職域における健康づくりを推進し、「健康とっとり計画」の効率的な推進を図るため、商工会を通じて、各事業所に健康情報を提供する。

オ 臨 県民健康生活状況調査

生活習慣病と関連の深い食生活、運動、喫煙、アルコール、歯科保健等の生活スタイルや、健康状態を分析する。

(2) 女性の健康づくり支援事業

ア 女性特有の身体的特徴を加味して、様々な支障や心身の悩みの解消に務め、生涯を通じた女性の健康の保持を図ることを目的に、思春期から更年期までの女性を対象に保健師による面接・電話相談を実施する。

イ 思春期講座

近年、中高校生を中心とした思春期の性行動に関する意識の変化は、人工妊娠中絶、性感染症の増加など深刻な問題を引き起こしている。このため、管内の高等生を対象に、正しい知識の普及、生命尊重の教育を行う。

(3) 不妊治療支援事業

不妊治療のうち体外受精及び顕微受精に要する経費の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図る。

(4) 栄養改善事業

【根拠法令：健康増進法】

栄養改善業務指針に基づき、地域における栄養改善業務の推進を図るため、市町で実施される栄養相談、地区組織の育成、人材の育成・活用の支援及び、広域的又は専門的栄養指導等を行う。また、集団給食施設の栄養管理指導及び栄養関連企業等への指導を行う。

ア 栄養改善業務機能強化事業

特定給食施設、その他の給食施設について巡回し、第5訂食品標準成分表、食事摂取基準（2005年版）等に基づき栄養管理指導を実施する。

イ 専門的栄養指導

難病、複数リスク者等専門的技術及び知識を必要とする栄養指導を実施し、生活習慣病予防と住民の健康増進をはかる。

ウ 「ちょっと気にしてあなたの食事」事業

（ア）食育推進事業

「とっとりの食」行動計画で編成された食の実践チームとして「朝食摂取」、「食習慣の定着化」を図る。

（イ）食環境整備事業

外食・調理済み食品の栄養成分を情報提供し、健康的な食環境を整備することにより生活習慣病予防を推進するため、表示協力店舗の拡大を図る。

エ 管内行政栄養士会

市町の栄養業務の推進を図るため、情報提供、意見交換の場として、必要に応じ検討会を開催する。

オ 栄養改善指導事業

各市町の食生活改善推進員連絡協議会役員等、組織育成のために、教育研修を実施する。

（5）みんなで取り組む糖尿病予防事業

生活習慣病に起因する糖尿病を予防し、また重症化を予防するために、学校、地域、医療が連携し、小児期からの食生活の改善などの取り組みのネットワークの構築を図る。

ア 糖尿病予防対策検討会の開催（年3回）

イ 糖尿病予防教育スタッフ養成講座の開催（年3回）

ウ 糖尿病予防普及啓発事業の実施（年3回）

エ 中部管内糖尿病栄養指導

オ ウォーキング講座（年1回）

（6）歯科保健事業

【根拠法令：健康増進法・地域保健法】

新歯科保健対策推進事業

鳥取県8020運動の目標達成に向けて、県民への普及啓発及び各ライフステージに応じた推進方策を検討し、効果的な歯科保健対策の推進を図る。

ア 地域歯科保健推進協議会

中部地域において、8020運動の目的達成を目指して歯科保健施策を総合的かつ効果的に推進する。(2回)

イ 地域歯科保健関係者研修会

8020運動の推進を図る地域歯科保健の基盤となる人材育成のために、歯科衛生士、保健師、養護教諭、保育士 栄養士等歯科保健関係者を対象に開催する。(1回)

ウ 障害者等歯科対策推進事業

障害者及び難病患者に対して、家庭訪問等による歯科健康診査及び口腔衛生指導を行い、適切な口腔衛生管理を通して、障害者等及びその家族の生活の質の向上を図る。(年15回)

エ 職域歯科保健教育事業

職場における歯周病スクリーニングテスト(唾液中潜血を検知し、歯周病症状を見る)と健康教育を実施し、歯周病予防に対する啓発を行う。

オ 親子のよい歯のコンクール事業

よい歯の親子を表彰し、8020運動の普及啓発を図る。

4 母子保健事業について

【根拠法令：母子保健法】

(1) 乳幼児すこやか発達相談事業(発達クリニック)

市町で行われる乳幼児健診で、発達の遅れが疑われる乳幼児に対して、専門小児科医の診察・保健指導を行うとともに、必要に応じ、関係機関と連携をとりながら、健全な発達を促す。

(2) 5歳児健診事業に対する支援

管内の6市町で5歳児健診が実施される予定である。各市町の事業が円滑に実施できるように支援を行う。

(3) すくすく子育て健康支援事業

小児の健全育成のために、広域的に実施する必要がある子育て支援事業を行う。

ア 多胎児教室

イ 外国人家族の集い

ウ 発達障害児

(4) 未熟児家庭訪問事業

出生体重2,500g未満の低出生体重児とその保護者に対して、保健師の家庭訪問により保健指導を行う。

(5) 母子保健実務担当者会議

管内の母子保健実務担当者（保健師・栄養士・歯科衛生士等）で、母子保健の現状、課題について具体的推進方策について協議する。

(6) 医療給付（養育医療、育成医療）

ア 未熟児は生理的に未熟なため疾病にかかりやすく、死亡率も高い。また、心身の障害を残すことも多いため、養育医療給付を行う。

イ 身体に障害のある児童又はそのまま放置すると将来障害を残すとみられる疾患がある児童で、治療によって確実なる効果が期待できるものに対して育成医療給付を行う。（児童福祉法）

5 老人保健事業について

【根拠法令：老人保健法】

(1) 老人保健事業の推進

老人保健事業の円滑かつ効果的な実施を図るため、市町村老人実務担当者会議等により具体的な推進方法等について協議を行う。

また、第3期市町村介護保険事業支援計画・老人保健福祉計画策定に向けた支援を行う。

(2) 地域リハビリテーション事業の推進

ア 中部圏域地域リハビリテーション推進協議会の開催

開催回数：2回

出席者：医師、リハビリテーション従事者、市町保健担当者等

内容：圏域のリハビリテーション提供体制の現状と課題推進方策を協議

イ 中部圏域地域リハビリテーション支援センターの活動支援

中部医師会立三朝温泉病院の支援センター（平成16年12月9日指定）活動に対する支援を行う。

(3) 認知症対策推進事業

認知症をかかえる家族の会鳥取県支部が開催する「家族の集い」をPRする等、活性化にむけた支援を行うとともに、関係者の意見交換会を開催し、認知症対策の推進について意見交換を行う。

(4) 介護予防事業

高齢者が要介護状態に陥ったり、状態が悪化しないようにする介護予防施策や、自立した生活を確保するために必要な支援を行う生活支援施策の推進を図る。